

会 議 録

会議名称	平成22年度第2回 八尾市個人情報保護審議会		
開催日時	平成22年10月15日(金) 午後2時00分～4時10分		
開催場所	市役所本館 8階 第2委員会室		
出席者	委員	金谷会長 澤野副会長 小池委員 柏木委員 小林委員 荒木委員 天正委員 佐藤委員 東委員 山本委員	
	事務局	村上理事 浅川次長 中西室長 辻本係長 大久保副主査 平峰非常勤嘱託	
	実施機関	人権政策課	田辺次長、北野係長、向井副主査
		地域福祉政策課	辻村係長
生活福祉課		小池課長補佐、岡林係長、友田係長、前田主査、 生野副主査	
高齢福祉課		浅原課長、松本副主査	
障がい福祉課		河盛課長補佐、山下副主査、	
生涯学習スポーツ課		三尾課長補佐、高梨係長、横山副主査	
介護保険課		大木課長補佐、笹栗係長	
保健推進課		辻課長補佐	
高齢福祉課	浅原課長		
健康保険課	新堂参事		
こども政策課	御前課長補佐、中井副主査		
欠席者(委員)	なし		
傍聴者	なし		
配布資料	事前	審議会資料	
	当日	個人情報保護事務の手引	
会議次第	1. 審議 I 実施機関からの諮問について II 実施機関からの報告事項について		

審議項目

1) 諮問事項

1. 人権侵犯事件の調査に向けた関係者情報の法務局への情報提供について
2. 八尾市民生委員児童委員協議会担当区域別世帯台帳の作成事務について
3. 生活保護医療扶助レセプトの電子データ化について
4. 介護予防サービス計画費請求等及び委託料支払に関するデータの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送事務について
5. 障害福祉サービス費支払データにおける伝送事務について
6. 八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務に伴う個人情報の項目追加について

2) 報告事項

1. 大阪府調査「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査(仮称)」の実施について
2. 児童虐待発生予防システム事業に係る対象者の追加について
3. 後期高齢者医療制度診療情報(レセプトデータ)の目的外利用について
4. 児童扶養手当の受給対象者の拡大について

審議状況（審議経過）

諮問事項1 人権侵犯事件の調査に向けた関係者情報の法務局への情報提供について

「事務・事業の内容」

この案件は、人権侵犯事件の調査に向けた関係者情報を、法務局へ情報提供を行うもので、条例第7条第1項第5号に該当する。

法務局及び地方法務局は、人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防に関する事務を行っており、その効果的な取り組みを推進している。八尾市も、その取り組みは大変重要であると認識しており、大阪法務局東大阪支局よりの依頼に基づき、情報提供を行うため諮問したもの。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・本を見たいということだが、何でも法務局がかかわるのか。市民として不安である。
- ・被害者の申し立てにより、法務局が調査することになっている。それがなくても法務局の関わりを受けるのか。
- ・差別的発想は問題だが、個人情報を提供する前に、もっと市で啓発すべきではないのか。
- ・本人はどう納得しているのか。みだりに個人情報が公開されてはならないと思う。あまりにも抽象的で、緊急性はないと考える。
- ・図書館で閲覧した本が、何でもわかってしまうと思われてしまうのではないか。配慮は必要ではないか。
- ・具体的に「地名総鑑」を見たいとはっきり言ったのか。
- ・はっきりと本のタイトルを言い、差別的な使用が予定されていたので、啓発したいということか。
- ・提供した場合、なぜ個人情報を教えたのかと、損害賠償請求された場合はどうするのか。もちろんその場合は、本審議会にも責任はあるが、どう考えているのか。
- ・国家賠償法の規定で、違法に精神的な損害を加えられた場合に賠償請求訴訟を起こせる。
- ・法務局がどういう対応をするのか分からないというのでは、無責任である。市が主体的に国と協議して、市の指導の下で法務局が行うというのを確認する必要がある。
- ・条例第7条第1項第5号の規定では、公益性と相当な理由が必要である。本を見ようとしているだけで、住所・氏名を開示してもいいものかと思う。
- ・法務局は上級庁にはならないのではないか。

ウ 実施機関の説明

- ・閲覧申請人からの聞き取りによれば、転居に関連して使用したいとはっきりと言ったので、「地名総鑑」が差別に利用された図書である旨の説明を行い、この事象について報告したところ、法務局が調査したいということになった。
- ・当初から同和地区かどうか知りたいということで、差別するために作られた本であると説明を行った。法務局としても「地名総鑑」についてはしっかり説明したいとの主旨であると思う。
- ・国も啓発を行うため照会をしたものだと思う。市も連携して関わる必要があると思う。
- ・本人への啓発は市としても必要と考え、これまでやってきた。法務局の立場でもやっていきたいということなので、市から国に必要でないとは言えない。
- ・今回は、「地名総鑑」をなぜ見せてくれないのかと市へ抗議があったものだが、図書館であった

事象が、何でも上がってくるものではない。

- ・本のタイトルを知っており、この図書館になれば、他の図書館にも照会して欲しいとまで言われている。
- ・法務局は、主に啓発をしたいとのことである。
- ・法務局は上級官庁的なものにもあたると考えており、再度協議していきたいと思う。

「結論」

諮問事項1について、継続審議案件とし、内容を整理したうえで、次回の審議会にて再度説明を求める。

「諮問事項2」 八尾市民生委員児童委員協議会担当区域別世帯台帳の作成事務について

「事務・事業の内容」

この案件は、八尾市民生委員児童委員協議会担当区域別世帯台帳の作成を行うもので、条例第8条第1項に該当する。

現在、民生委員児童委員の担当区域の設定については、対象区域の世帯数を基準としたうえでその他の要素を加味し決定している。担当区域の世帯数把握にあたっては、各委員からの報告による他なく、独居老人世帯数などの統計的な把握が困難な状況にある。

民生委員児童委員の業務量が増える中、各委員の担当区域が過重な状態であれば区域割を見直すなどの対策が必要であるが、現況の把握が困難であり、検討資料がない状態である。

今回、住民基本台帳に基づく世帯数の把握を行うことにより、担当区域別世帯台帳を作成することで、今後、区域割りの見直しについて検討を行い、民生委員児童委員の適正配置を行うことにより住民福祉の向上を目指すものである。

個人情報利用項目は、住所、世帯コード、生年月日で、全市民を対象に年1回調査を行うものである。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・生年月日が必要なのはなぜか。
- ・民生委員児童委員は何人いるのか。
- ・民生委員児童委員の負担を平準化したいということで、この調査で担当地区の区割りの見直しを行うということか。
- ・名前は知らない、男女の区別も必要ないということか。
- ・世帯コードを使うとあるが、何かにつながるのか。
- ・人口統計でも高齢者の人数などはわかるのではないか。
- ・氏名ではなく、数字だけか。
- ・区割りはどうなるのか。民生委員の区と小学校区などがずれているところもあって、活動しにくいという声もある。地方分権の時代であり、この際、調整をやっていただければと思う。
- ・今回のデータは自治振興委員も必要と思うかもしれない。データをうまく活用して欲しい。

ウ 実施機関の説明

- ・65歳以上を把握するためである。
- ・400名弱である。

- ・区割りはあくまでも民生委員児童委員が行う。ただ、客観的な資料として使う。
- ・数字だけのデータがあればよい。
- ・世帯コードを使うと何人世帯かわかるので、単身かどうかわかる。また、生年月日で高齢者の単身世帯がわかる。
- ・統計データでは何丁目ごとの人口はわかるが、その下の何番に何人いるかはわからない。委員担当の基準は360世帯であり、丁目ではなく何番というところまでの分析を行いたい。
- ・いろいろなことがバラバラであることはわかっている。民生委員児童委員協議会は委員共同で結成されている。提案はできるが、長い歴史的経過もある。民生委員児童委員もそれは問題であると意識されている。

「結論」

諮問事項2について、審議会は承認。

諮問事項3 生活保護医療扶助レセプトの電子データ化について

「事務・事業の内容」

この案件は、生活保護事務における医療扶助のレセプトが電子化されることに伴い、これまで処理していなかった個人情報の項目を新たに電子計算機で処理するというもので、条例第8条第1項に該当する。

国では、平成23年4月から医療保険事務の効率化を推進するため、電子データ化されたレセプトによる原則オンライン化が行われることとされ、国の「IT新改革戦略」に基づき、医療機関・薬局と審査支払機関の間、審査支払機関と保険者との間のレセプトの提出及び受領について、原則としてすべてのレセプトについてオンラインで提出、受領することが求められている。

従前から大阪府社会保険診療報酬支払基金から紙媒体のレセプトを受領していたが、今回のレセプト電子化に対応するため、大阪府社会保険診療報酬支払基金からネットワーク回線を経由し、レセプト情報をオンラインで受領するための関連機器の購入及び生活保護版レセプト管理システムの導入を行うものである。

生活保護の医療扶助は、医療の種類により、入院、入院外、訪問看護、歯科、調剤に係る医療券・調剤券が発行され、医療機関等は、1カ月単位に患者の診療請求内容を記入したレセプトを社会保険診療報酬支払基金に提出される。

審査を通ったレセプトは、社会保険診療報酬支払基金から保険者である当課に引き渡され、当課において、医療費の適正化の観点から、レセプトの点検業務を実施している。

現行のレセプトの点検業務は、業務委託にて、紙のレセプトを1枚ずつ、資格の点検、診療実日数、初・再診料、指導料及び入院料など、診療報酬及び調剤報酬等の算定方法、算定点数の点検、重複請求の点検、重複受診の点検、診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合等を行い、レセプトの一部の情報をデータ化したものである。

今回、従前のこれら一連の作業を、紙のレセプトからレセプトの電子データ化、そして、紙1枚ずつのレセプト点検から、生活保護版レセプト管理システムでの電子計算機処理に移行することで、業務の効率化、医療扶助の一層の適正化を図るものである。

情報の収集方法は、大阪府社会保険診療報酬支払基金からネットワーク回線を経由し、レセプト情報を収集するものである。

対象者及び件数等は、生活保護受給者でレセプト受領件数は、平成21年度中の1ヶ月平均で12,927件となっている。

記録項目は、生活保護受給者分のレセプト情報である。

電子計算機の処理形態は、専用端末でのレセプト情報の受領及び生活保護版レセプト管理システムで、クライアント・サーバ方式となっている。

電子計算機による個人情報の処理の流れとしては、【1】専用端末でレセプト情報の受領を行い、当該データを磁気媒体に格納し、【2】生活保護システムから資格データを磁気媒体に格納、それぞれのデータを【3】生活保護版レセプト管理システムに落とし込み、レセプト点検業務を行う。

なお、今後も紙のレセプトが存在するため、当該レセプトについては当課にてパンチ入力を行う。

また、利用開始時期は、平成23年3月1日を予定している。

個人情報保護対策としては、出力帳票及び磁気媒体は、施錠できるロッカーにて管理し、不要になったデータ・帳票については、切断廃棄する。

電子レセプト情報受領におけるネットワーク回線については、IP-VPN 又は IPsec+IKE 接続方式を採用し、データを暗号化することで個人情報を保護する。なお、大阪府社会保険診療報酬支払基金からはデータを受信するのみで送信は行わない。

また、機器はパスワードによる従事者制限を行い、専用端末は市職員のみが使用し、受領したレセプト情報を突合するレセプト管理システムは、ネットワーク回線に接続されていない独立した環境で、委託業者と職員のみが取り扱う。

委託業者とは、個人情報保護条例第11条に基づき、委託に関する契約書等に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項等を明記し、個人情報の適正な管理に努める。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・医療機関があつて、支払基金があつて、役所があることから、レセプトが基金に行き、市に来る。このレセプトが紙ベースであったものが、今後は送信でくるようになるということか。だから、電子計算機処理の必要ができたということか。
- ・どのくらい省力化できるのか。また、投資金額はいくらか。
- ・総背番号制になれば、国がすべてを握ることにはならないのか。
- ・レセプトはダブルチェックをしているのか。

ウ 実施機関の説明

- ・月に12,000枚程度のレセプト点検がある。ひとつずつ目検で行っている。電子化により、かなりの規模で精度が上がると思っている。費用は100%国庫負担で、金額的には300万～500万円程度である。
- ・住基番号、納税番号とかいわれているが、どうなるのかわかりかねる。医療機関の事情などで遅れてきていると認識している。
- ・基金はレセプトの内容のチェックで、受給資格等のチェックをしている市とは点検の内容が違っている。

エ その他（事務局等）

- ・国民ID制度については、国が検討しているのは事実であるが、全てくつつけるのはどうかという議論もある。市では税、転居、福祉などでくるなどの検討はしている。調査がしやすくなるな

ど便利な反面、ひとつの漏えいがすべてにつながってくるなど、両刃の剣と考えている。現段階では、ひとつひとつについてご審議いただき、動向を見守る必要性があると思っている。

「結論」

諮問事項3について、審議会は承認。

諮問事項4 介護予防サービス計画費請求等及び委託料支払に関するデータの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送事務について

「事務・事業の内容」

この案件は、介護保険法による介護予防サービス計画費請求事務等において、国保連へ提出する際、取り扱いを担当者間による磁気媒体の手渡しから伝送に変更するというもので、条例第8条第1項に該当する。

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業者としての介護予防支援事業（新予防プラン作成）と法第115条の44に規定する地域支援事業を実施しており、利用者の台帳管理、介護予防プラン作成、地域支援事業の利用者管理、各種統計資料の作成等を正確、迅速に行うために『地域包括支援センター運営支援システム』を導入し、対象者の毎月のサービス料の請求や利用者の利用状況の把握、分析、評価を正確かつ迅速に行っている。

ケアマネジメントについては、職員だけで処理をするのは困難であることから、居宅介護支援事業者にその一部を委託できることとされており、本市においても平成18年度より介護予防プラン作成委託を行っているところであるが、当該委託料の支払いについては、現在、給付管理票及び介護給付費明細書とともに電子媒体にて国保連へ持参し、介護報酬の支払い事務を委託しているが、個人情報の媒体による持ち歩きのリスク軽減や職員の事務の軽減を図る上で伝送によるデータの提供が望ましいと考えている。

なお、国保連への伝送については、健康保険課においてもすでに実施されており、また、府下各市においてすでに実施されている市町村もあり、その実績からも安全に運用できると判断し、効率化だけではなくセキュリティ向上の面からも伝送化が望ましいと考えている。なお、伝送化に伴い、伝送データの作成に際し、既存の『地域包括支援センター運営支援システム』において電子計算機を利用した処理が必要となる。

伝送の接続方法については、ISDNによるダイヤルアップの専用回線を使用し、庁内のネットワークから独立させて接続を行う。なお、接続権限は本市だけにあり、国保連からは本市の機器に接続することはできず、データ送受信時のみ接続され、終了後自動的に切断される。

情報の収集方法は、地域包括支援センター運営支援システムの情報及び委託先居宅介護支援事業者で作成する介護予防ケアプラン及び給付管理票データ、国保連からの支払決定額通知書、支払決定額内訳書、過誤決定通知書、原案作成料支払状況明細書、審査決定増減表、返戻一覧表等の結果データより収集する。

対象者及び件数は、介護保険第1号及び第2号被保険者の内、介護予防サービス利用者で、給付管理票データ及び介護給付費明細書データは、月に各約70件、委託対象者情報データは、月に約600件となっている。

記録項目は、送信時は、保険者番号、保険者名、被保険者番号などをはじめとする「37項目」で、受信時は、事業所番号、事業所名、保険者番号（公費負担者番号）などをはじめとする「23項目」と

なっている。

なお、利用開始時期は、本年11月を予定している。

セキュリティ対策としては、通信内容については、SSL通信によるデータの暗号化を行い、覗き見、改ざんやなりすまし等を防止する。また接続端末については、起動時に電子証明書により発行されたID・パスワードにより使用者を制限し、施錠できる保管庫にて保管することによりそれぞれ対策を行う。

地域包括支援センター運営支援システムと伝送用専用端末のデータ移行時に利用する電子媒体については、処理後データの削除を行う。また接続方法についても伝送時のみISDNによるダイヤルアップの専用回線を使用し、庁内のネットワークから独立して接続を行う。

接続権限は本市だけにあり、国保連からは本市の機器に接続することはできず、データ送受信時のみ接続され、終了後自動的に切断される。

なお、専用端末の使用については、障がい福祉課に設置されている専用回線を使用して国保連への伝送を行う予定であり、同端末を使用することになるが、障がい福祉課分とは別に端末及びシステムのID・パスワードを設定することで、それぞれの所属職員の使用を制限するとともにスケジュールについても事前に管理を行う。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・簡単に説明して欲しい。
- ・国保連から送られてくるものは、何か。
- ・変更点は二つあるということか。郵送から伝送になることと、電子媒体から伝送に変わるということか。
- ・紙媒体だったのを伝送にするということであるが、紙での出力もあるのか。

ウ 実施機関の説明

- ・業者へのケアプラン作成委託料を国保連合会が代わりに支払っている。後日市に対して国保連合会から請求がある。
- ・通知書等です。
- ・CSVファイルをデータ化し、画面で見れるようにする。
- ・紙でも出力可能であり、データでも残せる。

「結論」

諮問事項4について、審議会は承認。

諮問事項5 障害福祉サービス費支払データにおける伝送事務について

「事務・事業の内容」

この案件は、障害福祉サービス費の支払において、国民健康保険団体連合会との間で専用回線による資格及び請求審査情報データを磁気媒体の手渡しから伝送に変更するというもので、条例第8条第1項に該当する。

平成19年10月に国保連へ支払業務を委託し、電子媒体による請求情報データの交換や本市の自立支援システムと国保連の支払システムを連携させ、事務の効率化と市民サービスの充実を図っているところである。

障害福祉サービス費の支払事務については、サービス提供事業所から国保連に対しシステムにより請求データが提出され、国保連はこれらの請求内容をもとに、請求情報及び審査用資料情報を作成し市へ引き渡しを行う。市は国保連からの情報を審査し、さらに国保連へ情報を送り返したのち、国保連へ請求金額を支払う。

これら一連の事務処理を行うため、現在、国保連とのデータの受け渡しは、MOなど電子媒体により職員が直接持参して行っているが、盗難・紛失等セキュリティ面での不安がある。

そのため、八尾市立いちょう学園などでの伝送処理の実績や、大阪府下においては本市以外の全ての市町村が伝送を行っており、事務の効率化だけでなくセキュリティ面においても担保されているものと考えている。当課では平成21年4月に国保連から統計情報や事業者情報等の受信に際して総合窓口システムを導入しており、その専用端末を利用して国保連と専用回線による請求情報等のデータ送受信処理が可能な環境であり、伝送処理を行うことが事務の効率化だけでなくセキュリティの向上にもつながるものと考えている。また接続方法については、伝送時にISDNによるダイヤルアップの専用回線を使用し、市内のネットワークから独立させて接続を行う。

なお、既存の精神障害者・支援費システム（以下、支援費システム）同様に、平成23年4月導入予定の障がい福祉システムにおいても同処理が必要となる。

記録項目としては、送信時は、交換情報識別番号、異動年月日、異動区分コードなどをはじめとする52項目で、受信時は、レコード種別コード、市町村コード、市町村名などをはじめとする24項目となっている。

利用開始時期は、本年12月を予定している。

対象者及び件数は、介護給付、訓練等給付利用者の支給決定情報は、月に約2,000件、請求情報は月に約1,800件となっている。

セキュリティ対策としては、通信内容については、SSL通信によるデータの暗号化を行い、覗き見、改ざんやなりすまし等防止を行う。また接続端末については、起動時に電子証明書により発行されたID・パスワードにより使用者を制限し、施錠できる執務室内にて保管することによりそれぞれ対策を行う。支援費システムと専用端末のデータ移行時に利用する電子媒体については、処理後データの削除を行うとともに、未使用時は施錠保管する。また接続方法についてもISDNによるダイヤルアップの専用回線を使用し、市内のネットワークから独立して接続を行う。

なお、接続権限は本市だけにあり、国保連からは本市の機器に接続することはできず、データ送受信時のみ接続され、終了後自動的に切断される。

また、専用端末の使用については、高齢福祉課職員（地域包括支援センター）においても介護予防支援事業にて国保連への伝送を行う予定であり、同端末を使用することになるが、（地域包括支援センター事業）分として別に端末及びシステムのID・パスワードを設定することで、それぞれの職員の使用を制限し、スケジュールについても事前に管理を行う。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・仕組みはわかっているが、いちょう学園でもやっていて、府下全ての市町村がやっているのに、八尾市はなぜ今なのか。

ウ 実施機関の説明

- ・いちょう学園は、ひとつの事業所である。平成19年9月から伝送が始まり、様子を見ていたが、

今回セキュリティにも問題がないとの判断から伝送を行うとの判断に至ったものである。

「結論」

諮問事項5について、審議会は承認。

諮問事項6 八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務に伴う個人情報の項目追加について

「事務・事業の内容」

この案件は、「八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務」に伴い、取り扱う個人情報の項目にEメールアドレスを追加するというもので、条例第8条第1項に該当する。

生涯学習施設予約・案内システムは、施設利用者は施設予約・抽選申込み（取消し）を行った後、手続の完了に関する確認をインターネット上で行っているが、Eメールアドレスを追加することにより、電子メールで自動的に完了通知を送信することで利用者が確実に手続きを済ませられる仕組みとなる。また、施設管理者から利用者へ利用に関する確認事項や緊急時における連絡方法として電話・窓口での対応を行っているが、電子メールを活用することによって、利用者との連絡が取りやすくなり事務の効率化に資するものでもある。

なお、今回のシステム更新にあたり、新たに大畑山青少年野外活動センターの体育館及び研修室に限り、平成23年4月からシステム管理を実施する予定である。

現在利用している、個人情報の利用項目は氏名、性別、生年月日をはじめとする18項目であったが、19項目目としてEメールアドレスを追加するもので、それ以外についてはこれまでと全く同じ項目である。

対象者及び件数は、生涯学習施設利用者で平成21年度のシステム利用件数は、173,156件である。

個人情報の収集方法は、利用者からの直接入力（申請行為）によって収集する。

電子計算機処理が必要な理由としては、現行システムのハード・ソフト両面に経年劣化による不具合が発生しているため、生涯学習ポータル及び各生涯学習コンテンツを更新し、安心・安全な生涯学習コミュニティサイトを構築する必要があるとともにシステムの利用による現金処理及び施設予約業務の効率化によって利用者の利便性の向上と施設管理運営業務の円滑な運用を実現するものである。

処理形態については、WEBシステムによる処理となる。また、利用開始時期は平成23年4月1日を予定している。

セキュリティ対策としては、業務端末はIDとパスワードで従事者制限を行い、利用者が使う街頭端末は、事前に発行した登録番号及び暗証番号などで本人確認を行う。また、出力した帳票は施錠保管し、不要になった帳票は切断破棄する。口座振替で使用するフロッピーディスクは、専用保護トランクに格納し、施錠し、指定管理者職員が銀行窓口へ直接搬入する。また、八尾市個人情報保護条例並びに八尾市個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報保護について管理を徹底する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

・要は二点か。予約する時にEメールアドレスを追加したいということと、現行システムを経年劣化で入れ替えるということか。

- ・メールアドレスの追加は聴覚障害者にはいいが、視覚障害者にとっては不便になるのではないか。
- ・メールの内容を読み上げてくれるようだとありがたいのだが。

ウ 実施機関の説明

- ・機械をハード・ソフト共に入れ替えるということである。
- ・今までどおり、電話サービスは継続する。それにプラスして、今回Eメールの使用を考えている。
- ・仕様を固めているところなので、検討を行う。

「結論」

諮問事項6について、審議会は承認。

報告事項 1 大阪府調査「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査（仮称）」 の実施について

「事務・事業の内容」

この案件は、介護保険課所管の「大阪府調査『高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査（仮称）』の実施について」についての報告で、条例第8条第1項の表4類型4に該当する報告である。

本調査は、大阪府が高齢者保健福祉施策の様々な取組みを進めた結果、高齢者の生活において自立支援効果が現れているか、また、高齢者が主体性を発揮し、住み慣れた地域で自立した生活を送れているかといった観点から検証を行い、ふれあいおおさか高齢者計画2009の基本理念である「ふれあい支え合う明るく活力ある高齢社会」の実現に向けて、より効果的な事業を実施していくための基礎資料を得ることを目的とし、実施するもので平成19年度にも同様の調査を行っている。

本調査においての八尾市の役割は、データの管理者としてデータの抽出及び調査票の発送までで、本市が責任をもって行う。なお、調査票は大阪府に返送されるが、無記名であり個人情報に含まれない。

前回の調査との主な相違点は、調査数が100人から120人に増えたことと、対象者全員ではなく調査票の未提出者に対してのみ提出のお願い通知を八尾市が発送する点である。「アンケート予定等概要」は、大阪府からの「発送作業について（依頼）」の内容について、府と市とアンケート対象者、それぞれの役割をわかりやすく説明するために作成したもので、調査票が大阪府に返送されることにより、大阪府は発送時につけた「仕分番号」と「調査票の内容」はわかるが、「調査票」が、誰のものかはわからない。また、八尾市は「仕分番号」の通知を受けて未回答者が誰であるかはわかるが、「調査票の内容」はわからないというように、個人と個人情報が結びつかないので、個人が特定されない仕組みとなっている。

個人情報の利用項目は、無作為抽出のための氏名、住所、年齢、郵便番号、要介護認定の有無である。対象者及び件数は、要介護認定者（約11,000人）の内60人、要介護認定を受けていない高齢者（65歳以上）（約50,000人）の内60人の合計120人である。

電子計算機処理が必要な理由は、対象者を介護保険事務処理システムで台帳管理をしており、電子計算機の利用を行うことにより、事務の正確化、効率化を図るものである。処理形態としては、課内クライアントアンドサーバシステムである事務処理システムにて介護保険被保険者台帳から、無作為抽出するもので、利用時期は、本年10月中旬を予定している。

セキュリティ対策としては、端末は従事者制限を行い、出力帳票は施錠保管する。不要になった帳票は切断廃棄、不要になったデータは消去する。宛名シールは作成後直ちに貼り郵送し、封入封緘については市職員で行い、データの管理には万全を期す。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行なう。

イ 委員の質問・意見

- ・普通なら未回答分は誰か分からないが、一時的に誰が回答していないかという情報を八尾市が知ることになるが。

ウ 実施機関の説明

- ・誰が未回答かのデータは取得せず、諮問後、120名全員に調査票提出のお願いをするということで、大阪府との間で合意している。

「結論」

報告事項1について、審議会への報告は終了。

報告事項 2 児童虐待発生予防システム事業に係る対象者の追加について

「事務・事業の内容」

この案件は、保健推進課所管の「児童虐待発生予防システム事業に係る対象者の追加」についての報告で、条例第5条第2項の規定による報告である。

八尾市では、保健推進課、こども家庭課の子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」及び八尾市民生委員児童委員協議会と連携し、児童虐待発生を未然に防ぐべく児童虐待発生予防システム事業を行っている。

これまでは、八尾市が実施する乳幼児健康診査（4か月・1歳6か月）の未受診家庭等に対し、民生委員児童委員と連携して居住確認等を行い、児童虐待の発生のおそれがある家庭を見守っていたが、今回、対象者に3歳6か月児健診の未受診家庭を追加することになった。

個人情報の利用項目に変更はなく、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号である。対象者及び件数は、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健診未受診者の内、保健推進課で把握できなかった家庭で、平成21年度の実績からの推計で、年間約70件である。なお、その内3歳6か月児は、約55件を想定している。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・ 3歳6カ月の検診を新たに行うのか。
- ・ 保育所に通っている子どもとの関係はどうなのか。

ウ 実施機関の説明

- ・ 3歳6カ月の検診自体は以前から行っている。新たに居住確認の追加をするということである。
- ・ 保育所に通っている子どもは、把握できていると考えてははずすことになる。

「結論」

報告事項2について、審議会への報告は終了。

報告事項 3 後期高齢者医療制度診療情報（レセプトデータ）の目的外利用について

「事務・事業の内容」

この案件は、健康保険課所管の「後期高齢者医療制度の診療情報」の一部を高齢者の安否確認等のため条例第7条第1項第4号の規定に基づき、目的外利用を行ったため報告するものである。

100歳以上高齢者の所在不明が社会問題化している中、八尾市においては、熱中症対策等、高齢者の見守り、孤立化防止のため、100歳以上の在宅高齢者全員を対象として、高齢福祉課において、臨戸訪問を行ったが、臨戸訪問を行うにあたり、訪問対象者の在宅高齢者を特定するために、健康保険課の後期高齢者医療制度の診療情報を用いて、最新の診療情報（5月診療）が入院となっている高齢者について、調査実施時点での現況の確認を行い、その結果を高齢福祉課へ提供したものである。

個人情報の利用項目は、後期高齢者医療制度の診療情報（レセプトデータ）のうち、受診状況（入院又は外来の別）、入院先医療機関名である。対象者及び件数としては、検索対象者は、90名、入院情報利用者5名（うち入院中4名）である。

セキュリティ対策は、個人情報については、訪問対象者が確定した時点で裁断のうえ破棄した。

「審議の要点・審議会の意見等」

- ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。
- イ 委員の質問・意見
 - ・高齢福祉課で安否確認を行うことになり、健康保険課がもっている後期高齢の情報に基づいて調査をしたということで、目的外利用に関わる案件ということか。
 - ・100歳以上の高齢者は、60数名だったはずで、わかりやすく説明して欲しい。
- ウ 実施機関の説明
 - ・今年度中に100歳になる人が90名いるということである。

「結論」

報告事項3について、審議会への報告は終了。

報告事項4 児童扶養手当の受給対象者の拡大について

「事務・事業の内容」

この案件は、こども政策課所管の「児童扶養手当の受給対象者の拡大」についての報告で、条例第5条第2項の規定による報告である。

児童扶養手当法の改正（平成22年8月1日施行）により、児童扶養手当の支給対象者が父子家庭の父及び父に代わって児童を養育している者も受給対象となり、これに伴い個人情報を収集する対象者の範囲が広がったものである。

個人情報の利用項目については、これまでと変更はなく、児童扶養手当証書番号、氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、所得情報、口座情報、職業に関する情報、身体障害者手帳及び療育手帳の等級情報である。

対象者及び件数については、受給対象者数は約3,400件でその内、対象の拡大による件数は、約80件である。

電子計算機処理が必要な理由についてもこれまでと変更はなく、対象件数が多く、管理すべき情報が多いため、資格などの情報の正確な管理、また年3回の定例払いの支給データの作成などシステムによる処理が不可欠である。

処理形態についてもこれまでと変更はなく、申請者から提出された申請書に基づき、システムに資格情報を登録し、住基情報・所得情報等を使用して、資格判定・支給額の決定等を行い、登録された資格情報を基に、支給データ（口座振込データ）を作成する。

セキュリティ対策は、申請書等については、施錠できる保管庫にて施錠管理している。システムは、使用する職員ごとにパスワードの登録を行い、利用者を制限し、また、そのパスワードについても定期的に変更することにより、情報漏えいの防止に十分な配慮を行っている。

また、システム登録やチェックリストなどの資料は、使用終了後、シュレッダーで裁断した上で焼却処分することにより、情報が漏洩しないようにしている。

「審議の要点・審議会の意見等」

- ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。
- イ 委員の質問・意見
 - ・法律の改正により、父子家庭などに拡大されたということか。

「結論」

報告事項4について、審議会への報告は終了。